

### 資料3

平成25年9月定例会（事前）  
総務委員会資料  
(政策創造部)

## 関西広域連合関係

### 1 第34回関西広域連合委員会（平成25年6月29日）配布資料（抜粋）

（1）道州制のあり方研究会中間報告案について ..... 1

（その他協議事項）

- ・原子力発電所の新規制基準施行に当たっての申入れについて
- ・国の特区関連施策の動向と関西産学連携・科学技術関係プロジェクトの対応について
- ・次期広域計画骨子案について
- ・沖縄の米軍基地負担の軽減に対する申入れについて

ページ  
1

### 2 第35回関西広域連合委員会（平成25年7月25日）配布資料（抜粋）

（1）国家戦略特区の動向と関西広域連合としての対応について ..... 13

（その他協議事項）

- ・2021年ワールドマスターズゲームズの招致について
- ・道州制のあり方研究会について
- ・関西広域連合文化振興指針（中間案）について
- ・関西広域農林水産業ビジョン（中間案）について
- ・沖縄の米軍基地負担の軽減に対する申入れについて

### 3 第36回関西広域連合委員会（平成25年8月29日）配布資料（抜粋）

（1）ワールドマスターズゲームズ2021年大会の招致について ..... 15

（その他協議事項）

- ・次期広域計画中間素案について
- ・関西広域連合文化振興指針（案）について
- ・広域連合議会8月定例会提出議案について

### 4 その他

（1）国家戦略特区に関する提案書 ..... 23  
(平成25年9月11日付け発出)



## 道州制のあり方について（中間報告案）の概要

関西広域連合 道州制のあり方研究会

### I. はじめに

#### 1. 道州制のあり方研究会の設置の背景等

国における道州制をめぐる動きに対応して、全国で唯一の府県を越える広域連合として地方分権改革を推進する観点から、道州制のあり方について調査・検討を行う機関として設置。

#### 2. 研究会の検討の方向性等

- 国主導で中央集権型道州制の導入が進まぬよう、今後、政府が進めるであろう道州制検討に係る課題・問題点をあぶり出す。
- 具体的な事務に即して、国と地方の扱うべき事務や執行のあり方、国の関与、道州と基礎自治体の関係、基礎自治体の様々な補完のあり方などについて議論を行う。
- 道州制基本法案の問題点など、演繹的な議論も並行して行う。

### II. 具体的な政策分野に即した検討

#### 1. 河川管理

河川については、治水を中心とした河の中だけにとどまる河川管理だけでなく、森林、水田、まちづくりなど河川の流域や、その水循環に関わる施策全体を統合的に管理し得るようなあり方を実現できれば、大きな意味を持ち得る。河川管理を含めた流域全体の管理を国から地方に引き寄せてることで、統合的な管理へと政策レベルを向上させ、流域住民の民主的なガバナンスに委ねていくという方法が可能と考える。（別添図表1参照）

#### 2. 産業振興

広域自治体が圏域全体をエリアとした実効性のある成長戦略（ビジョン）を自律的に策定できるようにすることが肝要。そのことにより、例えば産業クラスター支援の場合、省庁の壁や府県境を越えた、より業種や分野本位のネットワーク形成や、地域特性を活かした施策を総合的に実施できると考える。（別添図表2参照）

#### 3. インフラ整備

圏域の単位で総合的なインフラ整備を進めるとの視点は重要であるが、全国的なネットワークから末端に至るまで、一つの主体が全て整備をするというのは合理的には考えられない。地方自ら圏域内のネットワークを整備するとしても、全国的なネットワークとの調整、また基礎自治体の意見反映や民間との連携の仕組みが必要である。（別添図表3参照）

#### 4. 森林保全

森林保全だけを取り上げても道州制の議論にならず、国土保全・国土利用という観点を含め全般的に議論しなければならない。また、現行の補助金等による支援策が林業振興や中山間地振興に必ずしも結びついていないという課題があるため、森林保全には、林業を含めた山林行政やバイオマス発電の振興など森林を活用した複合的な地域振興のあり方全体を考慮する必要がある。(別添図表4参照)

#### 5. 大都市と小規模市町村

##### (大都市)

特別自治市の導入等により政令市の政策選択の自由度を高めることや、中核市も政令市のみの権限を有することで、道州はそれ以外の調整的な役割を担うという考え方もある。

一方、大都市圏は大都市自らの行政区域を大きく越えて連携していることなどから、大都市がある意味独立するのではなく、道州(広域自治体)に包括される基礎自治体として位置づけたほうが関西らしさを生かせるという考え方もある。

##### (小規模市町村)

小規模市町村については、財政基盤が弱く広域連携にも限界がある。都道府県を廃止するのであれば、都道府県が担ってきた事務や補完機能をどうするか、道州が担うとしても広すぎて地域の実情に応じた対応が難しい側面もあり、地域の多様性を確保していくためにも、この補完機能の確保について、予め基本的な方向性を議論しておく必要がある。

また場合によっては、事務・権限の道州(府県)への集約などの議論も必要なのではないか。

### III. 道州制基本法案(骨子案)に対する懸念や指摘 (別添資料5参照)

#### IV. 今後の検討に向けて

##### 1. 道州制の検討に当たっての留意点

- ① 道州制の導入、中央政府や市町村を含む統治機構再編の「大義」、何のための改革なのかを再度明らかにすべきである。
- ② 仮に府県に代えて道州を設置するとして、その目的は具体的に何なのか。現行の府県制の限界は何かを明確にする必要がある。
- ③ 仮に道州制を導入するとして、次の点は絶えず問わなければならない。
  - ・ 道州が何もかも実施するような集権、集中型の道州を想定するのか。
  - ・ それは極めて大きな権能をもった道州の出現を想定することになるが、検討されている道州の組織や体制、市町村との関係のあり方等は、それと整合がとれているのか。
  - ・ 巨大な集権型の道州は、分権の推進や一極集中を避ける観点からあり得ないとするなら、それではどういう分権、分散型の道州があるのか。また、分権型道州に応じた柔軟な事務執行方法とは何か。

- ④ 国民・住民のための統治の仕組みをどう作っていくのか。国民・住民にとってより良い結果をもたらし得るかという観点から、国と地方の役割分担やガバナンスのあり方などを選ぶべきであり、その中で地方分権・自治をどこまで全うできるかを考える必要がある。その際、地域の自己決定・自己責任を大前提とするなら、住民自治を如何に充実させるかという点が特に重要となる。
- ⑤ 国、道州（広域行政）、基礎自治体、身近な地域の自治の役割をもう一度確認する必要がある。むしろ、国や基礎自治体の担うべき役割やあり方を具体的に求める中で、道州の姿も自ずと明らかになる。
- ⑥ 小規模市町村の補完をどうするのか、大都市の位置づけや道州との関係はどうあるべきか。これらに単純な回答はなく、複数のオプションを想定すべきである。
- ⑦ 当然、事務・権限等の移譲とあわせて財源措置が必要あるが、現在の日本の経済情勢からいえば、再分配を適正にしていくような財政調整機能を各レベルで垂直的かつ水平的に整える必要がある。
- ⑧ できるだけ分かりやすい形で情報を住民に提供していくため、具体的な政策分野に即した道州制の姿とともに、メリット・デメリットを含め情報提供していくべきである。

## 2. 研究会の今後の検討方向

今後は、具体的な政策分野として、府県民生活により直接的な影響があるナショナル・ミニマム（社会保障や教育など）の分野についても検討を加えたい。

さらに、可能であれば次のような点についても、議論の対象を拡げていきたい。

- ① 関西は地理的・文化的にも特色があり、関西の事情にあった広域自治制度とは何か。逆に、関西にとって「これだけは困る」というような道州があるか。
- ② 関西の提案が、単に関西の住民や事業者ためだけでなく、日本や世界に対していくかに貢献できるかという視点で制度構想の意義を打ち出せるか。

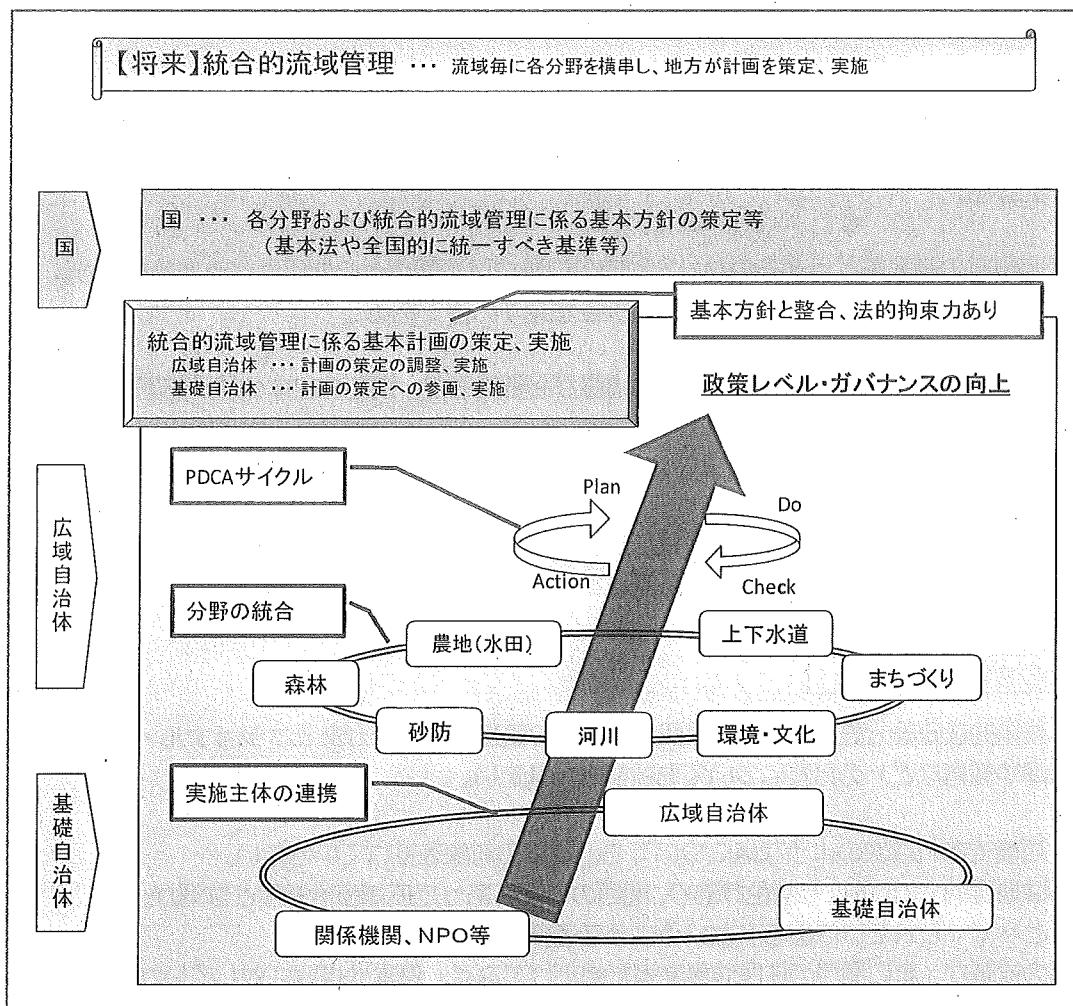
こうした議論を通じて、できれば国や市町村との関係やガバナンスのあり方といった観点から、道州をはじめとした広域自治体の想定し得るバリエーションについても最終報告で示す。

## V. 参考資料

1. 研究会の概要
2. 研究会配付資料（抜粋）
3. 道州制基本法案（骨子案）[H25年2月 自民党道州制推進本部]

図表 1

### 河川管理に係る望ましい広域自治体の姿（イメージ）



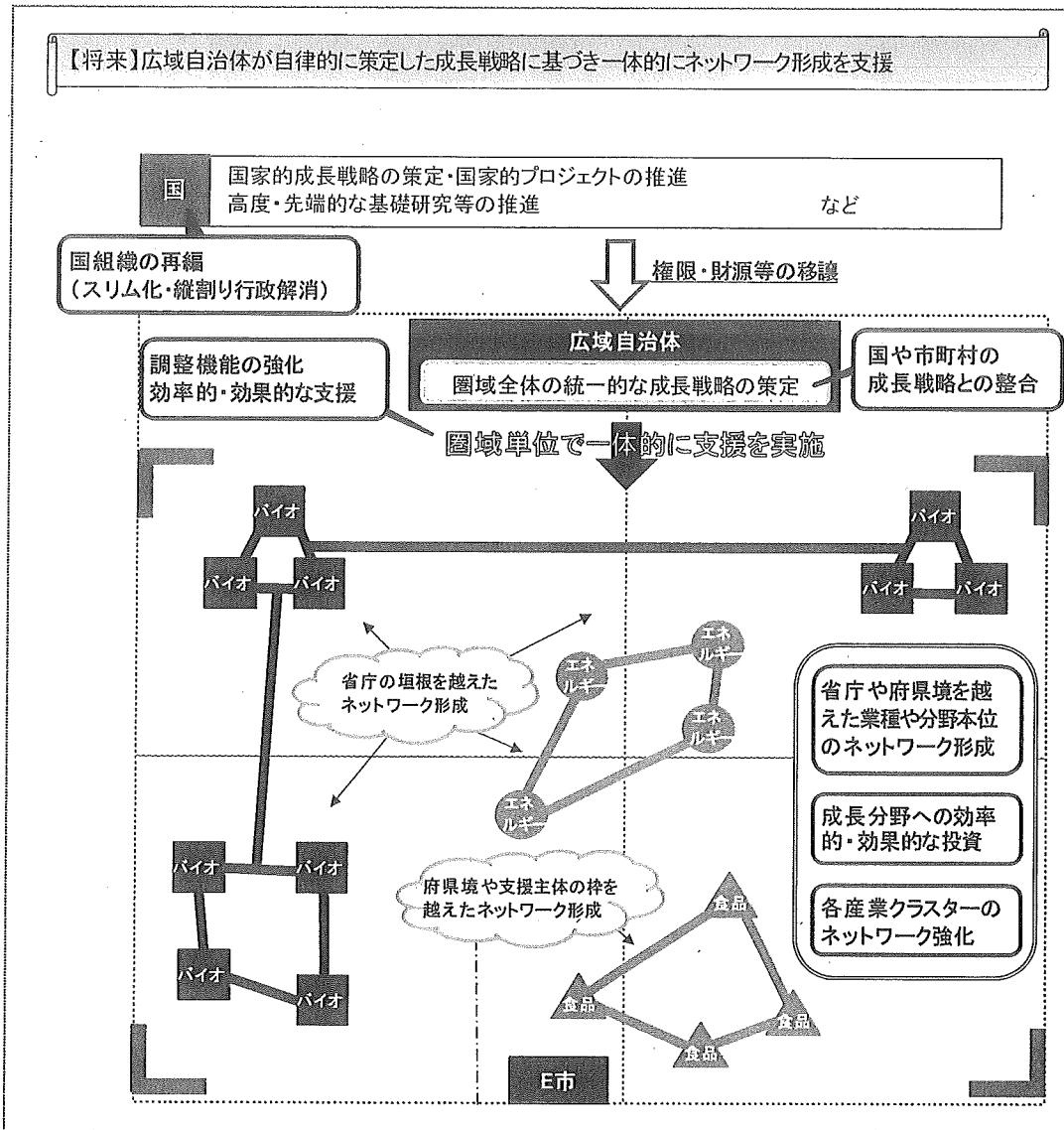
#### 【メリット・条件】

- 国は、各分野および統合的流域管理に係る基本的枠組みを策定する。
- 国の関与を最低限とし、各分野を統合することにより、地方自らが地域のニーズに応じた独自の施策を展開することができ、地域の実情に応じた政策を実現することで、政策レベルの向上を図ることができる。
- 地方自らが主体となって、計画を策定し、その実施責任を負うことで、ガバナンスの向上を図ることができる。なお、従来に比べ意思決定過程が煩雑で時間を要する側面もある。
- 統合的流域管理に係る基本計画は、各主体の参画のもと広域自治体が策定する。

図表2

## 広域産業振興における望ましい広域自治体の姿（イメージ）

### 【産業クラスター支援の例】

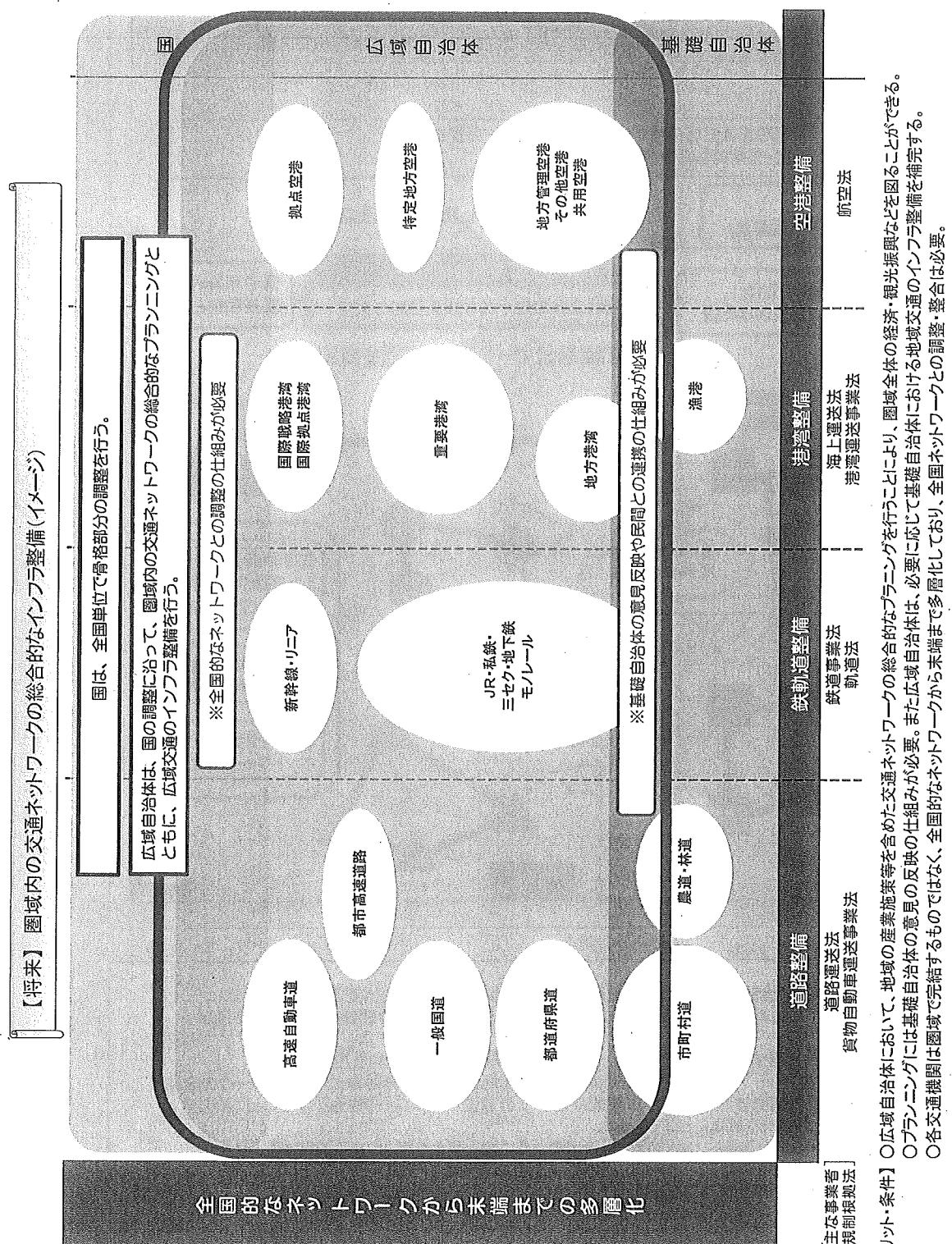


### 【メリット・条件】

- 現在、各省庁や県などが独自に進めている産業政策を、広域自治体が自律的に策定した成長戦略に基づき一體的に行うことにより、地域特性を活かした産業クラスター形成の総合的かつ効果的な支援が可能となる。
    - ⇒ネットワーク形成を支援する調整機能の強化、成長分野への効率的・効果的な投資
    - ⇒各産業クラスターのネットワークの強化、省庁の垣根を越えたより業種や分野本位のネットワークの形成
  - 国や各都道府県の試験研究機関の再編や広域的な産学官の連携・ネットワークを強化することにより、研究開発の効率化、高度化を図ることができる。
  - 広域自治体が策定する成長戦略については、国や市町村のものと整合を図りながら策定する。
  - 関連する国の権限や財源等の地方への移譲により政策の自由度を高める。
  - 国の事務は国家的成長戦略や高度な基礎研究の推進など国本来の役割に集中する。
    - それに伴い、国の組織を再編することにより、組織のスリム化・縦割り行政の解消を図る。

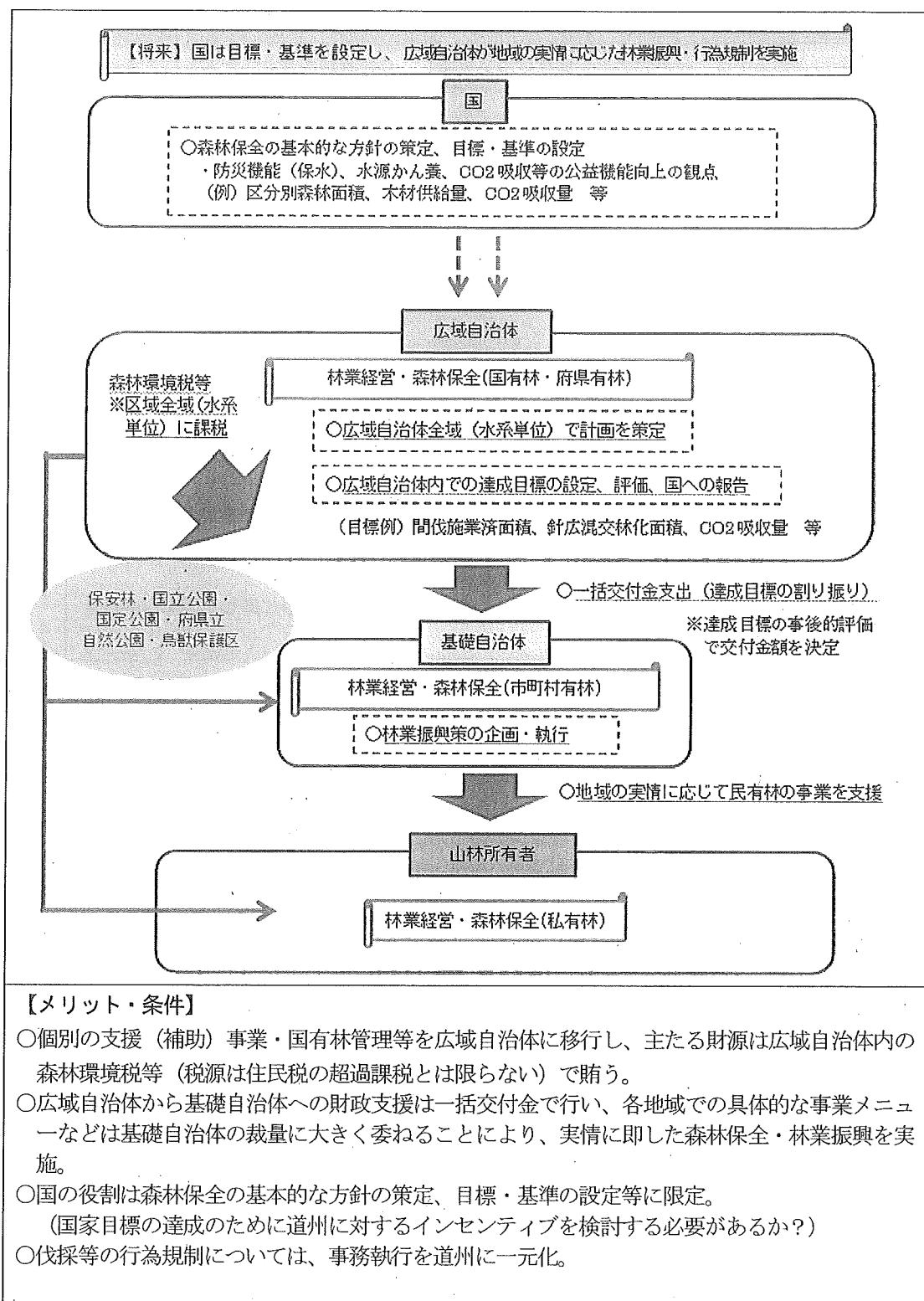
图表3

### インフラ整備に係る望ましい広域自治体の姿（イメージ）



図表4

### 森林保全に係る望ましい広域自治体の姿（イメージ）



### III. 道州制基本法案（骨子案）に対する懸念や指摘

#### 1 基本原則

##### (1) 地方分権改革の推進の目的を見失わないこと

道州制の検討に当たっては、わが国の中中央集権体制を見直し、分権型社会を構築するという本来の目的を見失わないこと。

道州制は、国と地方のあり方を抜本的に見直し、地域のことはその地域の住民が自らの責任で判断・決定する分権型社会の構築をめざして検討を行う必要があり、その導入によって国民福祉・住民サービスの向上につながるものでなければならない。

現状においては、道州制の目的や制度のイメージが関係者間で共有されないままに、主として都道府県の廃止等行政改革の観点から議論されているため、制度導入の目的については十分に議論を行う必要がある。

#### 2 国・道州・基礎自治体のあり方

##### (1) 国が引き続き担う役割を具体的に明らかにすべき

国、道州、基礎自治体の役割分担については、現在のところ、概念的・抽象的な整理しかなされていない。

法案（骨子案）にいう「國家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真に全国的な視点に立って行わなければならないもの」とは具体的に何を指すのか。

国から道州へ移譲する事務を個々に明らかにしていくのではなく、政策分野に即して国が引き続き担う役割を具体的に明確にすべきである。

国の役割を口実として国の事務・権限、特に中央府省の担う企画立案機能の地方への移譲が全く進まないことがあってはならない。一方で、地方の役割と称して、本来国の責任で実施すべき事務の執行を地方に押しつけ、財政的な負担を求めるようなことがあってはならない。

また、府省の縦割行政等現行法の枠組みを温存したままで、国の事務の執行権限（出先機関の権限）だけを地方に移譲しても抜本的な改革にはならない。

国と地方の役割分担や、国と地方を通じた統治機構のあり方について、具体的な事業分野、例えば河川管理等の公物管理や義務教育をはじめとした公教育、年金・生活保護等の社会保障分野等において、具体的なイメージを示すべきである。

##### (2) 国全体の統治機構のあり方を見直すべき

「道州制の基本的な方向」として真っ先に「都道府県の廃止」が挙がるなど、議論が広域自治体のあり方のみに終始している。

中央府省や市町村のあり方を含めた国全体の統治機構の見直しが必要である。

中央府省に残る権限や国会が引き続き担う立法権限の範囲を明らかにした上で、中央府省・国の出先機関の解体再編や国会のあり方、基礎自治体の権能や組織なども議論すべき。

中央府省の権限を含め、道州に国の事務・権限を広く移譲するのなら、当然中央府省・国の出先機関の解体再編をはじめ、国の事務執行に係る独立行政法人や外郭団体も含めて国の組織の大幅な見直しが必要となる。

また、道州に大幅な自治立法権を認めるなら、国会の担うべき役割も改めて検証・検討されるべきであり、国会のあり方も見直しの対象とすべきである。

そのうえで、国の機能強化や分権型社会実現の理念についても明確に盛り込むべき。

また、全国で唯一の府県域を越える広域自治体として確実に取組を進めている関西広域連合の実情や仕組みについて十分な検証を行うべきである。

### (3) 法案（骨子案）のいう「基礎自治体」とは何か明らかにすべき

法案（骨子案）が、「基礎自治体」という文言を用いる趣旨は何か。

「市町村」を一定の規模を持つ新たな「基礎自治体」に合併・再編することを想定しているのか。

「基礎自治体」は従前の市町村と異なり、その権限を強化することを前提としているのなら、そのための枠組みについて示される必要がある。

現行の市町村を前提とするのであれば、地理的・歴史的・文化的条件などにより、十分な権能を発揮できない団体も生じると考えられ、その補完について検討しておく必要がある。

平成の大合併を経た現状においても、現行の市町村の人口や規模・面積等は多様であり、それをさらに再編しても均一化することは困難である。

また、財政基盤の弱い中山間地域では広域連携にも限界がある。道州が補完するとしても、道州では広すぎて地域の実情を反映できず、道州内の地域格差が却って拡大する恐れもある。結局は、現行の府県単位で支庁を置くなどの措置が必要になるのではないか。

これら議論の前提として、道州と基礎自治体の役割分担が明らかにされなければならないが、基礎自治体について現行市町村を想定するのであれば、その補完の仕組みの検討もないままに府県を廃止する議論を行うことはやや乱暴にすぎる。

### (4) 大都市との関係を明確にすべき

政令市をはじめとする大都市については、特別な制度の適用を含め、道州との関係について明確にすべき。

法案（骨子案）においては、道州制国民会議への諮問事項として、「首都及び大都市の在り方に関すること」が掲げられているが、その検討の方向性や内容が不明確である。

現状において、新たな制度の創設も含めた様々な議論や提言がなされているところであるが、政令指定都市をはじめとする大都市について、そのあり方及び道州制における位置づけ、国や道州との関係について明確にすべきである。

## 3 自立した道州と基礎自治体

### (1) 自治立法権を確立すべき

道州の自治立法権をどこまで認め、併せて国会機能をどう再編するのか。国法と道州・基礎自治体の立法の関係を早急に明らかにする必要がある。

地方の立法権が拡充すれば、国会の役割の見直しの検討をする。

自治立法権を保障するため、道州の役割・権限や組織について国会が法律を定める場合は大枠に留め、具体的な内容については道州議会の立法に委ねるべき。

上記に加え、参議院を地方代表院とし、道州や基礎自治体に係る立法を国会が行う場合には、参議院の議決を要件とすることも検討する必要がある。

道州及び基礎自治体に大幅な立法権を認めるなら、国会の機能・役割について改めて検証・検討されるべきであり、その見直しは必須となる。

### (2) 自主執行権を確保すべき

国から大幅に移譲された事務・権限を道州が執行するに当たっては、原則国からの関与があつてはならず、自らの判断と責任で行うこととすべき。

道州に大幅な企画立案権が付与されるなら、中央府省の機能・役割も縮小することとなり、その抜本的な再編は不可避となる。

(道州及び基礎自治体の事務執行について)「国の関与は極力縮小する」とあり、国の関与の存在が前提となっている。道州や基礎自治体が自らの事務を執行するに当たっては、自らの判断と責任で行うことが基本であり、原則国からの関与があつてはならない。

全国的な視点に立って行わなければならない事務等について、やむを得ず国の関与が必要な場合であっても、当然ながら必要最小限のものとすべきである。

また、中央府省が担う企画立案権を含め、国から道州へ大幅に事務・権限が移譲されるなら、中央府省の機能・役割は自ずと縮小することになるため、その抜本的な再編は不可避となる。

### (3) 自主組織権を尊重すべき

道州や基礎自治体の組織・体制のあり方を国が一律に決めることがあつてはならず、道州・基礎自治体自身が多様な形態を柔軟に採用できるようにすべき。

例えば、道州によっては、道州議会を二院制とし市町村代表院を設けたり、道州が政策形成・執行機能を強化するため議院内閣制型の執行体制を採用するなど、道州・基礎自治体自身が組織・体制のあり方を柔軟に選択できる制度とする必要がある。

### (4) 自主財政権を確立すべき

国・地方を通じて税収が不足するなかで、単純に道州に税源を移譲するだけで必要な財源が確保できるのか。それぞれの道州が財政的に自立した自治体として、持続可能な仕組みを提示しなければならない。

また、東京をはじめとした都市部に税源が偏在している現状を前提に、道州間や道州内の基礎自治体間で財政力格差を生じさせないよう財政調整のあり方を示す必要がある。

#### ① 基幹税

道州や基礎自治体の基幹税についてどのような税目を想定しているのか、例えば、消費税に代表される偏在性が少なく、安定的な基幹税目を道州へ移譲するなどの方針をあらかじめ示すべき。

「地方も、地域経済の主体として経済的に自立できるようにすべき」とあるからには、それに見合った税制・財政上の措置が必要である。

#### ② 財政調整

財政調整については、東京をはじめとした都市部に税源が偏在している現状を前提に、財政力格差を生じさせないような財政調整の具体的なあり方を示す必要がある。

道州間及び道州内の市町村間における財政調整を道州自らが担う仕組みを原則とすべきだが、国と地方で一部の税源を共有する場合や、財政基盤が著しく脆弱な道州や基礎自治体が存在する場合等、国と道州間及び国と基礎自治体間の財政調整も検討に含めるべきである。

なお、東京一極集中が相当に進んだ現状では、東京に集中する税収を分配するための特別な制度も必要ではないか。

#### ③ 国の債務・国有財産等の取扱い

国の債務累計が700兆円を超え(H24年度末)、歳入の約半分を公債で賄っている現状において、国の巨額の債務、国有財産(道路、空港、河川等)の移管について、どのような取扱いを考えているか明らかではない。

国の債務を道州制の導入を契機として、全て地方(道州)に付け替えることがあつてはならず、国の債務や国有財産のあり方の検討に当たっては地方とも十分協議の上、持続可能な、かつ地方が納得する対応とすること。

また、国からの事務・権限の大額な移譲に応じて、それに係る特別会計のあり方についても見直しが必要である。

## (5) 住民自治のあり方についても考え方を示すべき

現行の都道府県よりもはるかに広大となる道州においては、政策決定の過程が住民から見えにくくなり、住民自治が機能しなくなる恐れがある。

また、基礎自治体が従来の市町村より規模・面積が広大になるのであれば、住民の意思を適切に反映できなくなる恐れがある。

行政規模の拡大につれて、民主主義的統制の徹底や、住民の意思をより適切に反映するための対応が必要となるが、法案（骨子案）の基本的な方向等には触れられていない。住民による直接請求の要件緩和や、基礎自治体の議会に地区ごとの委員会を設置するなどの方策も想定できるが、地域住民の意思を反映した自治のあり方については、基本的には道州・基礎自治体の自主的な設計に委ねるべきである。

## 4 憲法改正も視野に入れるべき

道州は一国の人口・経済規模に匹敵するほど巨大であり、わが国の統治システムを大きく変えるもの。

道州に大幅な自治立法権を認めるなど国・地方を通じた統治機構の改革をめざすためには、例えば、道州制を憲法上に明記する等、憲法改正も視野に入れるべき。

一国の人口・経済規模に匹敵する道州が、憲法に定める「地方自治の本旨」を全うする地方公共団体と言えるのか、憲法上の位置づけについて明確にする必要がある。

仮に道州を憲法上の地方公共団体と位置づけるのであれば、道州の権能や組織等にどのような制約がかかるのか、道州の自治立法権の限界はどこまでかなどを明らかにする必要がある。

また、参議院の地方代表院化や、道州における議院内閣制の導入や行政委員会制の採用、大幅な自治立法権の付与等、国・地方を通じた統治機構改革のためには憲法改正を要するものがある。

憲法改正をしない場合、全体で整合性のとれた統治機構改革はできないのではないか。

## 5 地方の意見を反映した制度設計・手続き

### (1) 地方の意見を反映すべき

道州制の制度設計を行うに当たっては、地域における地理的・歴史的・文化的条件を最大限考慮した制度とするため、多様かつ地域実情に即した地方の意見を反映する必要がある。

道州制の検討に当たって、その具体的イメージや、わが国の行政システム、国民生活のあり方にどのような変化をもたらすかについて、国民の理解が進んでおらず、さらなる国民的議論の喚起が必要である。このため、道州制国民会議が設置される際には、全国で唯一の府県域を越える広域自治体であり、広域行政課題の対応実績のある関西広域連合の道州制国民会議への参画を可能にすること。

### (2) 先行的取組として広域連合に国出先機関を移管すべき

わが国の統治機構を抜本的に見直すことから、まず十分な議論を尽くすことが必要である。

一方で、道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させてはならず、関西広域連合などの特別地方公共団体への国出先機関の移管を内容とする法律案を早期に国会に提出し、その成立を図ること。

道州制国民会議における3年以内の答申を含め、5年を目途に検討することとされている。わが国の統治機構を抜本的に見直し、教育や社会保障をはじめ、わが国の内政に係る制度全般を大幅に改変しかねないことから、十分に議論を尽くす必要があるとともに、段階を踏んだ取組も検討してよいのではないか。

道州制の検討が進まない限り地方分権改革が進まないことがあってはならず、道州制の下では、国出先機関は廃止され、その事務は道州又は基礎自治体に移譲される前提であることから、先行的取組として国出先機関の広域連合への移管に取り組むべき。



平成 25 年 7 月 25 日  
特 区 推 進 室

## 国家戦略特区の動向と関西広域連合としての対応について

### 1 関西として国家戦略特区に取り組む趣旨

関西には、医薬品・医療機器、新エネルギーに関する産業集積に加え、京都大、大阪大、神戸大、理化学研究所、国立循環器病研究センター等の優れた大学・研究機関において iPS 細胞研究をはじめとした世界水準の研究開発が進められており、さらに SPring-8、SACLA やスーパーコンピュータ「京」等の最先端の科学技術基盤も立地している。

関西としては、近接して集積するこれらの产学の研究ポテンシャルを活用し、その相乗効果が期待できる様々なプロジェクトを国に提案し、国家戦略特区に位置づけることで、研究成果の実用化や国際的なイノベーション拠点の形成を加速し、もって我が国全体の経済成長に大きく貢献することを目指す。

### 2 国家戦略特区をめぐる前回委員会からの動き

#### (1) 国への働きかけ（特区推進室）

- ・国家戦略特区に向けた関西の提案の実施(7/5)、適宜、情報収集
- ・同時に各自治体において必要に応じて、国に個別説明を実施

#### (2) 国の動き

- 国は「現行特区とは全く異なる考え方の特区」を検討している模様（以下、参照）

#### 【国家戦略特区選定に関する国の基本的考え方】

- ① 一つのプロジェクトをまず選定し、必要不可欠な全国各地の複数の事業・地域が選ばれる可能性が高い
  - ・地域の特定エリアのみが単体で選定されるのではない模様（場合によっては同種の取組を行う全国の複数事業が纏めて選定される）
  - ・特定地域の振興策に類するもの、普遍性がないものは想定されていない
- ② 短期的(5年以内)に大きな経済効果(国内外からの投資、輸出増など)が見込めるか、実現すれば将来的な波及効果が大きい制度改革であること 等
  - ・大学の研究レベルではなく、企業等の事業化が見通せるもの（現段階で、受け皿（事業者等）が存在すること）
- ③ 国・自治体・民間が一体となって取り組むべきもの
  - ・単独の自治体や民間企業では実現できないもの
- ④ 国の規制・制度の改革（や税制措置）に関する提案を含むことが大前提
- ⑤ 現行の特区で実施可能なものの、財政支援中心のものは想定されていない

## ○ 想定される今後の動き

- ・ アイデア募集（必要に応じてヒアリング実施）
- ・ 国がプロジェクト及び実施機関・企業等を決定（アイデアが採用されても、実施機関等がアイデア提案者と異なる場合もあり）
- ・ プロジェクトごとに、国・自治体・実施機関・企業で構成する推進本部を国に設置され、計画策定のうち事業実施

### (3) 現段階での特区推進室での対応状況

#### ① アイデア提案の取りまとめ

現時点では、募集要項が発表されていないものの、アイデア募集はごく短期間で実施される見込みであることから、あらかじめ提案アイデアのイメージを共有するため構成府県市に照会。その結果、約40件の提案を得た。

この結果に基づき、特区推進室において、前回委員会(6/29)での検討結果や上記2(2)に掲げる国の考え方を踏まえ、各提案を再整理した。(詳細別紙)

#### ② 提案に向けた課題

国家戦略特区は、「短期的な経済効果を挙げること」に重点が置かれているため、事業主体となる民間法人主体の取組・プロジェクトの組成を優先し、関西広域連合や各自治体は产学研官の一体となった取り組みの支援を急ぐ必要がある。

## 3 関西広域連合（特区推進室）の今後の対応（案）

### (1) 国家戦略特区のアイデア提案への対応

募集要項発表後、その要件等に合致するよう関係府県市・事業主体が再調整のうえ、民間事業主体のアイデアをとりまとめる。

- ・ 国からヒアリングを求められた場合は、必要に応じて個別に対応する
- ・ 別紙で予め各構成団体から取りまとめた提案のうち、募集の趣旨に合致しないことが明らかなものは、提案府県市と調整の上、アイデア提案に至らないこともあります。

### (2) 国家戦略特区以外の構成府県市間での連携策等の検討

関西の産業クラスター間・大学間の相乗効果を図るための関西広域連合としての連携強化策の検討、関西の最先端科学技術基盤や大学、研究機関等の強化に向けた国への財政支援要望の実施などについて、次回以降の連合委員会において、ご議論いただく予定。

平成 25 年 8 月 29 日

本 部 事 務 局

## ワールドマスターズゲームズ 2021 年大会の招致について

## 1 トリノ大会の視察結果について（別添 1）

## (1) トリノ大会の概要

期 間：8 月 2 日（金）～11 日（日） 10 日間

競 技：コア 16 競技、オプション 14 競技

参加者：競技者・関係者合計約 19,000 人（107か国）

事業費：700 万€（約 9 億 1 千万円）

（参考：シドニー：2,200 万€（約 28 億 6 千万円））

## (2) IMGA 会長との会談結果

ア 会長からは、①IMGA としてもアジアに展開したい、②関西の提案書（ドラフト）は非常に積極的、③ただし、現時点では財政面（収支計画及び当局の保証）が欠けており直ちにOKとは言えない旨発言。

イ 会談の結果、①招致するのであれば収支計画等を 10 月 1 日までに提出する、②開催権利金（500 万€）は、2016 年に 10% を頭金、その後 5 年分割で支払うこととする、③11 月に現地査察を行うことが確認された。

## 2 関西招致への対応案について（別添 2）

（対応案）① 関西広域連合として 2021 年大会の関西開催をめざす。

（＊競技は、希望する構成府県市において開催する。）

② 一過性のイベントに終わることがないよう関西版マスターズ大会を創設し、生涯スポーツの先進地域として元気で活力のある高齢社会のモデルとなることをめざす。

③ 関西が一丸となって進めるため、官民連携の準備組織を早期に立ち上げる。

## 3 今後の進め方について

## ■ 25 年度

9 月中 IMGA への回答期限（収支計画概算書の提出）

10 月 準備委員会の設置

\* 基本構想の策定（26 年 3 月目途）

（コンセプト、実施主体、会期・競技・会場の考え方、資金計画・費用負担の考え方 等）

11 月第 2～3 週 IMGA 査察チーム受け入れ

## ■ 26 年度以降 組織委員会発足

\* 基本計画、実施計画の策定

関西版マスターズ大会の実施

■ 29 年度 2017 年オークランド大会への出展・PR

■ 33 年度 2021 年関西大会の開催

#### 4 準備委員会の設置について

##### ①当面の役割：ア 基本構想の策定

(コンセプト、実施主体、会期・競技・会場の考え方、  
資金計画・費用負担の考え方 等)

- イ IMGA 査察チームの受け入れ
- ウ 組織委員会の設立準備 等

\*関西版マスターズ大会の創設についても、  
この準備委員会の中で検討する。

##### ②構 成：ア 関西広域連合構成団体の長（11名）

イ 関西経済連合会、関西経済同友会、京都・大阪・

堺・神戸各商工会議所の代表（6名）

ウ 各府県体育協会の代表（7名）

エ 有識者（若干名）

\*高橋近畿大学教授、長ヶ原神戸大学院准教授ほか

※開催検討の中で連携団体に対しても参加を呼びかける。

##### ③ワーキングチームの設置：

準備委員会のもとに、各団体の実務者及び有識者（学識者）

委員で構成するワーキングチームを設置する。（現行PTを改組）

##### ④事務局：当面、関西広域連合が事務局機能を担うこととし、府県市 及び経済団体からの専任職員を駐在させる。（3名程度）

##### ⑤経費の負担：ア WMG の関西招致は、IMGA 会長からの提案を受け、関西 広域連合として適否を検討してきたものであることから、 本格的な準備段階にいたるまでの企画段階の経費につい ては、関西広域連合が負担する。（事業実施に向けた調査 検討段階の事務であることから企画調整費で対応）

イ 関西開催が決定した場合には、大会の実施主体として、  
組織委員会及び開催地ごとの実行委員会を設置すること  
とし、その費用負担については、次に記載の考え方を基  
本に、今後、準備委員会等において検討する。

## 5 収入の割り振りと府県市費用負担等の考え方

\*具体的な収入の割り振りならびに府県市の費用負担ルールについては、次の考え方を基本に準備委員会等で検討。

### (1) 収入の割り振りの考え方

- ① 収入は、開催府県市・広域連合の負担、スポンサー収入等民間等負担、参加費（選手負担）、国からの補助（制度創設を要請）、物販収入等により確保する。
- ② 大会準備費には、開催府県市・広域連合負担金、スポンサー収入や民間団体助成等を主に充てる。
- ③ 大会運営費には、参加費、国補助、物販収入等及び負担金等の財源を主に充てる。

### (2) 開催府県市・広域連合の費用負担の考え方

#### （主な検討課題）

- ① 府県市ごとの費用負担は、当該府県市で開催する競技の規模（参加選手数等）に応じて按分することとしてはどうか。  
開・閉会式開催地については別途加味してはどうか。
- ② 開催府県市の負担とは別に広域連合も負担すべきか。  
(構成府県市間の企画調整に要する経費や、関西圏域の観光・産業の振興につながる共通経費等は、広域連合の負担とすべきではないか。)

### <参考>収支計画概算

スポーツ・コミッショング関西からの提案、シドニーワールドカップ（2009年）の事業規模等を参考とした「たたき台」であり、今後精査し、改めて協議する。

（単位：百万円）

収 入		支 出	
① 開催府県市・広域連合	900	① 大会準備費 (事務局費、広告宣伝、マーケティング等)	1,400
② 民間等 (スポンサー、助成等)	900	内 開催権利金	500万€
③ 参加費 (@20,000×3万人)	600	② 大会運営費 (競技・式典運営、宿泊・交通対策等)	1,400
④ 国補助	350		
⑤ 物販収入等	50		
合 計	2,800	合 計	2,800

\*民間負担の助成は、民間のスポーツ振興団体の助成制度のほか、toto 助成等を活用。

\*国補助については、国体の例を参考に制度創設を国に要請。

\*上記のほか、宝くじの発行等を検討。

## ワールドマスターズゲームズ（WMG） トリノ大会視察概要

平成 25 年 8 月 29 日  
関西広域連合本部事務局

2021 年 WMG の関西招致の検討に当たり、平井鳥取県知事、門川京都市長を団長とする視察団が 2013 年開催地であるイタリアのトリノ市に 8 月 1 日から 3 日までの日程で、視察調査を行った。

## 1 関西広域連合トリノ視察団（合計 20 名）

〔団長〕 平井 伸治 関西広域連合委員（鳥取県知事）  
門川 大作 関西広域連合委員（京都市長）  
〔団員〕 中塚 則男 関西広域連合本部事務局長 他 関係府県市職員等 12 名  
橋本 智裕 サントリーホールディングス（株）  
高橋 一夫 近畿大学経営学部教授、長ヶ原 誠 神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授  
他 3 名（スポーツコミュニケーション関西）

## 2 視察先

イタリア トリノ市（2013 WMG 開催地）

## 3 訪問日程

## ① 両団長による調査（平成 25 年 8 月 1 日～8 月 3 日 3 日間）

月 日	時間	日 程	内 容 等
8月 1日（木）	9:00	トリノ大会組織委員会による大会説明会に参加（大会運営センター、競技会場（射撃、ボート、カヌー）の視察）	大会運営センター等を視察し、大会運営方法などについて説明を受ける。
	18:00	トリノ市歓迎レセプションに出席	トリノ市、トリノ大会組織委員会、IMGA 等関係者と意見交換し、関西での開催検討をアピール
8月 2日（金）	9:30	IMGA 会長、事務局長と会談	広域連合での検討状況を説明し、今後の手順等を確認
	14:40	トリノ市長と会談	WMG 開催に際しての留意点等をヒアリング
	17:00	IMGA 理事会に出席（事務局対応）	開催提案書の概要を説明
8月 3日（土）	9:10	競技視察（自転車（トラック）、陸上、バレー、ボーリング、バスケット）	各競技の実施状況を確認
	20:30	開会式（トリノ市 カステッロ広場）に出席	関西での開催検討をアピール 日本選手団を激励

② 事務局実施による調査（平成25年8月4日～8月11日 8日間）

月 日	時 間	日 程	内 容 等
8月 4日（日）	9:00～ 13:30	競技視察（バドミントン、卓球、ラグビー、ビーチバレー、バレーボール）	競技の実施状況を確認
	15:20～ 16:20	シドニー組織委員会元委員長と会談	シドニー大会の詳細、IMGAとの交渉状況等ヒアリング
8月 5日（月）	10:00	組織委員会事務局訪問	事務局の状況訪問調査
	14:00～ 17:00	競技視察（空手、柔道）	地元競技団体会長、ALBA市世話役と懇談
8月 6日（火）	9:30～ 13:00	競技視察（自転車ロードレース）	競技の実施状況を確認
	16:10～ 17:10	オークランド組織委員会会長、事務局長と会談	オークランドの準備状況 ヒアリング
8月 7日（水）	10:00～ 15:00	競技視察（アーチェリー、水泳）	競技の実施状況を確認
8月 8日（木）	8:00	競技視察（ボート）	競技の実施状況を確認
	12:30	競技視察（ヨット）	競技の実施状況を確認 地元競技団体会長と懇談
	16:00	競技視察（陸上）	競技 特に表彰式の状況を確認
8月 9日（金）	14:00	IMGA会長・事務局長と会談	今後の進め方について確認
	17:00	トリノ組織委員長と会談	トリノ大会の状況について確認
8月 10日（土）	10:00～ 13:00	競技視察（水泳、テニス）	競技の実施状況を確認
8月 11日（日）	9:30	IMGA事務局と打ち合わせ	今後の連携について
	11:30～ 16:00	競技視察（ソフトボール）	競技の実施状況を確認
	20:30～ 22:30	閉会式（トリノ市バレンチノ公園 大会スポーツサービス付近）	閉会式実施状況確認

4 大会の状況等

- ・ 参加者等 選手及び付添人等：19,000人、家族及び友人等：5,000人、107か国から参加
- ・ 現地の様子 主要駅前や会場施設周辺等にWMGの看板・バナー等が掲示され、協賛店には張り紙が見られた。大会中盤以降は旧市内のあちこちに大会参加者（ID着用）が繰り出してショッピングを行い、カフェレストランでは深夜まで他国選手を交じえ、飲食を通して交流を楽しんでいた。
- ・ 競技会場 大会の競技会場は、全て既存施設（市民球場、市民体育館 等）を活用

## 5 今後の手順等

IMGA 会長・事務局長との会談から以下の発言があり、今後の手順等を確認。

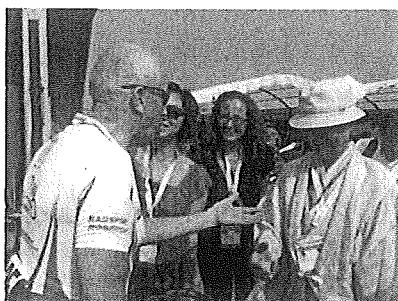
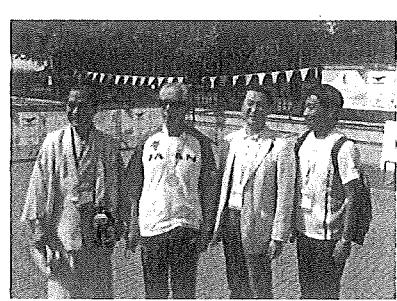
- ・ IMGA としてもアジアに展開したい
- ・ 関西広域連合の提案書は非常に積極的な内容でよくまとまっているが、現時点では財政面（収支計画及び当局の保証）が欠けているので直ちに OK とは言えない

### (手順等)

- ・ 10月1日までに 収支計画等財政面について提出
- ・ 11月第2～3週に 現地査察（会長、理事、事務局長等 6名）
- ・ 競技種目や会場は、今後、相談しながら決めればよい

### 【参考】IMGAについて

- ① IMGA は、国際競技団体の協会や各国のオリンピック委員会等と同様に、国際オリンピック委員会に認定された団体の一つ。
- ② 国際パラリンピック委員会のパートナー団体であり、国際スポーツ連盟(Sport Accord)の加盟団体。
- ③ 理事メンバーには多くの IOC メンバーが参加。



駅前風景 応援席 入賞者

自転車選手 100m

開会式場



(案)

## ワールドマスターズゲームズ 2021年大会の関西招致について

関西広域連合では、ワールドマスターズゲームズ（WMG）主催団体である国際マスターズゲームズ協会（IMGA）のKai Holm会長から、2021年に開催される第10回大会を関西で開催してはどうかとの提案を受け、本年5月以降、開催の適否について検討作業を進めてきた。

その一環として、このたび、イタリア・トリノ市及びその周辺地域で開催された第8回大会を視察し、世界各地から集結してスポーツを通じて交流を深める中高年アスリートの元気な姿や、トリノ市街の随所に集まり盛り上がりを見せる旺盛な消費活動の様子を見ることができた。また、WMGの開催に取り組むIMGA関係者の真摯な姿勢に接することができた。

WMGは、4年に一度開催される生涯スポーツの国際総合競技大会であり、わが国が超高齢社会を迎えるようとしている今日、この国際大会を開催することは、生涯スポーツの普及と振興のみならず、健康志向の活力ある高齢社会の実現、観光関連産業や文化の活性化、国際交流の促進など多くの意義がある。また、質の高いスポーツ施設や魅力ある歴史、文化、観光資源を数多く擁し、ホスピタリティやボランティア精神に富む関西は、この国際大会の開催地として優れた環境を備えていると言える。

以上のことを踏まえ、関西広域連合は、2021年大会の関西開催に向けて、当面、以下の取組を進めることとする。

- 1 関西広域連合として2021年大会の関西開催をめざす。そのために、関西広域連合議会及び構成府県市等の理解を得ながら、IMGAとの具体的な協議と必要な手続きを進める。
- 2 2021年大会が単なる一過性のイベントに終わることがないよう、関西版のマスターズ大会を創設し、関西が、生涯スポーツ先進地域として、これから元気で活力のある高齢社会のモデルとなることをめざす。
- 3 以上の取組を関西が一丸となって進めるため、関西経済連合会や関西経済同友会、スポーツ団体など関係各界の参画を得て、官民連携の準備組織を早期に立ち上げる。

平成25年8月29日

関西広域連合長

井戸 敏三（兵庫県知事）



資料提供			
月 日	所管課担当名	電話(内線)	担当者
9月11日	広域行政課 広域連合担当	2125	藤井 漆原
	総合政策課 調整担当	2196	板東 橋本

#### 関西広域連合構成府県・市政記者クラブ配布

資料提供			
月 日	発表者	問合せ先	
		電話番号	担当者
平成25年9月11日(水)	関西広域連合本部事務局 関西イノベーション国際戦略総合特区推進室	06-4803-5557	課長 落合 正晴 主査 小倉 丈寿 主査 吉備 栄太

### 国家戦略特区に関する提案書の提出

現在、政府では日本経済の再生に向けた第三の矢である日本再興戦略の要として、「民間投資の喚起により日本経済を停滞から再生へ」導くための「国家戦略特区」の創設を決定し、従来の取組の単なる延長線にある焼き直しや寄せ集めでなく、国家戦略としてふさわしいプロジェクトを推進することにより、目的の実現に大きく貢献するプロジェクトを組成するための具体的な提案（アイデア）を募集しています。

関西における再生医療をはじめとする先進医療分野や、新エネルギー分野などの優れたポテンシャルを一層強化し、大胆な規制改革や税制措置を集中的に講じることで、研究成果の実用化を加速し、国際的なイノベーション拠点の形成を図ることは、我が国全体の経済成長に大きく貢献できるとの考え方から、このたび、「国家戦略特区に関する提案書」をとりまとめ、内閣府に提出しましたので、お知らせします。



# 国家戦略特区に関する提案書

関西広域連合

【連絡先】

関西イノベーション国際戦略総合特区推進室

電話：06-4803-5557／FAX：06-6443-7530

E-mail: 落合 ([m-ochiai@kansai-tokku.jp](mailto:m-ochiai@kansai-tokku.jp))

小倉 ([t-ogura@kansai-tokku.jp](mailto:t-ogura@kansai-tokku.jp))

吉備 ([e-kibi@kansai-tokku.jp](mailto:e-kibi@kansai-tokku.jp))

関西には、様々な分野で優れた研究ポテンシャルを有する大学や研究機関、最先端科学技術基盤等が数多く集積し、とりわけライフサイエンス・新エネルギー分野での傑出した基礎研究の蓄積があり、世界レベルの研究が進められている。また、医薬品、医療機器や次世代電池など我が国の次世代を担う高付加価値産業の製造拠点の高い集積があり、産学連携による様々な研究プロジェクトも進みつつある。

関西は優れた研究ポテンシャルを有しており、とりわけライフサイエンス・新エネルギー分野での傑出した基礎研究の蓄積に特長がある。この基礎研究の成果を活用して臨床研究や実用化へ早期に結びつけ、産学連携により新技術・新製品として具体化する提案を関西から共同で行うものであり、国家戦略上も大きな意義がある。

そのため、大胆な規制改革や税制措置、制度改正による民間参入の促進等を集中的に行うこと、国際的なイノベーション拠点を形成し、国内外からの投資促進と人材交流を実現する必要があると考える。

したがって、関西広域連合では、構成団体からの提案事業（別添「提案事業一覧」参照）を整理した以下の4プロジェクトを、我が国全体の経済成長と新たな社会システムの構築につなげるために国家戦略上重要であると考え、関西から共同で提案するものである。

#### 【提案4プロジェクト】

##### ○医療イノベーション拠点の形成

- 1 難病・希少性疾患克服と海外展開プロジェクト（再生医療・革新的医薬品）
- 2 我が国発の先進医療技術の開発と海外展開プロジェクト（医療機器）

##### ○「民の力」による内外市場の拡大

- 3 健康関連産業振興プロジェクト
- 4 最先端科学技術基盤の民間開放プロジェクト

平成25年9月

#### 関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	松井 一郎
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門
委員	京都市長	門川 大作
委員	大阪市長	橋下 徹
委員	堺市長	竹山 修身
委員	神戸市長	矢田 立郎

## ○医療イノベーション拠点の形成

※必要な規制改革及び日本経済再生に向けた効果は個票に記載

### 提案のニーズや背景

革新的な医薬品開発から再生医療、免疫細胞療法などの先進医療や、低コストの医療機器・技術の開発については、世界的に関心・ニーズが高まっており、このニーズに応えるべく、欧米日がいち早い実用化と海外展開に向けてしのぎを削っているところである。

今後の医薬品・先進医療技術の早期開発のためには、臨床から治験、承認審査にいたる緊密な連携とチェックが重要であり、特に開発段階（申請前）のスピードアップが不可欠である。

すでに国にあっては、再生医療に関する新法や薬事法の大幅改正に取り組もうとしていることから、この機を捉えて、関西において、ライフサイエンス分野をわが国の経済成長につなげるために、早期実用化を実現する研究・開発環境の整備が求められる。

### プロジェクト概要

※括弧内に主な事業主体と提案自治体を記載（以下、同じ）

関西の強みである再生医療・創薬のポテンシャルや革新的医療機器開発の蓄積と、基礎研究から臨床研究、産業化への一貫した取り組みを一層強化し、我が国から海外への展開を可能にする「医療イノベーション拠点の形成」を図る。

#### （1）難病・希少性疾患克服と海外展開プロジェクト

##### ① 再生医療と革新的医薬品の創出促進

世界に先駆けた日本発の再生医療や革新的医療品の開発をめざし、研究開発主体による実用化に向けた環境づくりを行うとともに、医薬品の開発ラグを短縮するため、全国の大学・研究機関や企業はもとより、広く海外からの研究・開発をサポートする共同利用機関として、臨床試験拠点施設である阪大病院・京大病院、国立循環器病研究センターを整備し、開発早期から国際基準に準拠した一貫した支援体制を充実する。

さらに、これらの拠点機能を活用し、各地域の大学や研究機関等で取り組まれている基礎研究の蓄積を実用化へと加速する。

##### 【拠点機能を強化するプロジェクト】

〔個票6〕免疫・再生医療等の未来医療産業化国際展開拠点の整備（大阪大学/大阪府・市）

〔個票5〕京都大学メディカルイノベーションセンターにおける産学連携  
(京都大学/京都府・市)

## 【大学や研究機関等による実用化プロジェクト】

### (再生医療)

〔個票 2〕 体性及び多能性幹細胞を用いた角膜移植治療（京都府立医科大学/京都府・市）

〔個票 8〕 iPS 細胞等を用いた再生医療の国際展開

（理化学研究所、先端医療振興財団等/兵庫県・神戸市）

〔個票 11〕 iPS 細胞等を活用した遺伝子治療法の実用化（鳥取大学/鳥取県）

〔個票 12〕 iPS 細胞を用いた組織・臓器再生と安全性の評価・検証システム確立  
（徳島大学/徳島県）

〔個票 9〕 iPS 細胞を活用した再生医療の研究・医療応用の加速化

（近畿大学、和歌山県立医科大学等/和歌山県）

### (革新的医薬品)

〔個票 3〕 iPS 細胞（人工多能性幹細胞）を活用した炎症性疾患治療薬および血液がん治療薬の事業化（京都大学/京都府・市）

〔個票 4〕 致死的遺伝性疾患（難病、稀少疾患を含む）に対する核酸医薬品の事業化  
（神戸大学/京都府・市）

〔個票 13〕 小胞体ストレスを標的とする 2 型糖尿病治療薬の革新的スクリーニング方法の開発（徳島大学/徳島県）

〔個票 10〕 革新的創薬の開発（がんペプチドワクチン等）

（和歌山県立医科大学、近畿大学等/和歌山県）

## ② 研究開発の共通基盤整備

研究開発の臨床応用に向けた受け皿機能として、これらの共同利用機関のうち、実績豊富な大阪大学、京都大学を中心に、再生医療の臨床研究、治験に不可欠な IRB（倫理審査委員会）を関西で整備する。

さらに、関西の各地域の大学等で取り組まれている基礎研究の蓄積を実用化に結びつけるため、これらの研究機関の相互連携を強化するとともに、共同利用機関や最先端科学技術基盤の利用促進を図るため、利用者と拠点施設をつなぐネットワークを構築する。

## 【基盤となるプロジェクト】

〔個票 1〕 関西 IRB の整備（大阪大学、京都大学等/関西広域連合）

〔個票 7〕 個別化医療に対応した革新的医薬品（バイオ医薬、シミュレーション創薬、iPS 創薬等）の開発・生産技術基盤の確立（京都大学等/兵庫県・神戸市）

## (2) 我が国発の先進医療技術（機器）の開発と海外展開プロジェクト

### ① 次世代放射線治療機器開発拠点の形成

世界をリードする重粒子線、我が国発のBNCTなどの先端がん治療機器をはじめとする先進医療機器を積極的に海外市場へ展開するため、当該機器の開発に合わせて、広く海外から医師や医療関係技術者を受け入れ、臨床修練及び機器操作のトレーニングを行い、パッケージで製品輸出を行う。また、新たな革新的な超小型がん治療器の開発への取り組みを継続的に進める。

〔個票 17〕 統合的放射線がん治療の国際医療研究拠点の整備及び次世代機器開発  
(京都大学/京都府・市)

〔個票 18〕 次世代がん治療法（BNCT）国際医療研究拠点の形成  
(京都大学、大阪大学、大阪府立大学・住友重機械工業等/大阪府・市、堺市)

〔個票 20〕 重粒子線・陽子線治療機器の海外展開  
(兵庫県立粒子線医療センター・三菱電機/兵庫県・神戸市)

〔個票 15〕 超小型レーザー駆動粒子線がん治療器の開発  
(日本原子力研究開発機構/京都府)

### ② 複合医療産業拠点の形成

我が国におけるものづくり企業のポテンシャルを活かし、高度医療機関と一体となった日本発の革新的な医療機器の開発を促進する。このため、国立循環器病研究センターや大学等を核としながら、PMDAによる相談機能や大阪商工会議所による橋渡し機能など、各企業の開発熟度に応じたサービスを提供するとともに、各大学・研究機関、企業の開発ニーズを幅広く受け入れる複合医療産業拠点を形成する。

#### 【医療機器開発を促進するプロジェクト】

〔個票 19・21〕 国際級のオープンイノベーション複合医療産業拠点の形成  
(国立循環器病研究センター/大阪府・市)

(神戸大学(内視鏡)、神戸医療機器開発センター(MEDDEC)/兵庫県・神戸市)

### ③ 大学等における研究蓄積を活かした医療機器開発

〔個票 24〕 ICT を活用した生活習慣病予防のための医療・健康管理機器および健康支援サービスのパッケージ開発と提供（滋賀医科大学等/滋賀県）

〔個票 14〕 アルツハイマー病の早期診断システム等の開発（滋賀医科大学/滋賀県）

〔個票 16〕 内視鏡手術におけるタッチパネルナビゲーションシステムと Body-GPS を含む手術ナビシステムの開発（京都府立医科大学/京都府・市）

〔個票 23〕 先端医療機器の開発（医療用三次元計測装置の活用等）  
(和歌山大学、近畿大学等/和歌山県)

〔個票 21・22〕 先端医療機器・医療技術の国際医療交流

・内視鏡（神戸大学、神戸医療機器開発センター（MEDDEC）/兵庫県・神戸市）

《再掲》

・脊椎低侵襲手術（和歌山県立医科大学/和歌山県）

### ④ 特色ある医療技術の国際交流、海外展開へ向けた共通の取り組み

医師、看護師、医療技術者が一体となったチーム医療に基づき、再生医療や移植手術、人工臓器手術など、特色ある医療が関西で具体化されており、これらの医療技術について、海外からの患者の受入れや、医療技術者へのトレーニングなどの国際医療交流を推進する。

〔個票 21・6・19・22〕 国際医療交流、海外展開拠点の形成 《再掲》

（神戸大学（内視鏡）、神戸医療機器開発センター（MEDDEC）/兵庫県・神戸市）

（大阪大学（心筋・角膜再生）、国立循環器病研究センター（人工心臓）/大阪府・市）

（和歌山県立医科大学（脊椎低侵襲手術）/和歌山県）

## ○「民の力」による内外市場の拡大

### 提案のニーズや背景

高齢化の進展により医療費の増加が予測される中、健康寿命を延伸させながら、国民の介護需要の増大に応えつつ、医療費の縮減を図ることが求められている。

そのためには、いわゆる医療分野だけにとどまらず、健康食品市場の活性化、健康・スマートライフに関するデータ収集やロボット介護機器の研究・開発など、健やかな暮らしを支えるさまざまなアプローチが有効である。

また、今後さらなる市場の拡大が見込まれる、長寿命で安全性の高い次世代電池（リチウムイオン電池、燃料電池等）や革新的医薬品の開発を加速化するためには、最先端科学技術基盤の活用を促進させる必要がある。

### プロジェクト概要

内外の市場拡大をめざすため、現在、所管が複数の府省にまたがっている、薬事法によらない健康関連産業の振興を国として一体的に進める必要がある。このため、新たに「健康関連産業振興法（仮称）」の制定に向けた制度を整備することにより、規制重視から産業振興への転換を図るとともに、国内外に通用する統一基準を設定し、認証・評価機関を設置するなど、第三者認証の拡大による民間活力の活性化を図る。

さらに、経済的なエネルギー需給の実現を図り、次世代電池産業の国際展開をめざすため、民間の活力による「次世代電池評価センター」を設置し、安全性・性能評価の基準策定及び高性能な電池開発を加速させる。

### （3）健康関連産業振興プロジェクト

健康関連の食品や機器、サービスは、その機能や効能は表示が規制上認められていない。科学的根拠に裏付けられた安全性、機能に関するエビデンス表示を可能にすることは、消費者への正確な情報提供により、健康の維持・増進を通じて、我が国の保健財政の健全化、健康関連産業振興の両面から大きな意義が認められる。関西は、こうしたエビデンスの認証において厚みのあるライフサイエンス関連の研究蓄積を活かすことができる。

今後は、国において規制重視から健康関連産業振興への転換を図る法制度（健康関連産業振興法（仮称））の整備が不可欠である。

### ① 健康食品の機能性表示

健康長寿社会が創造する成長産業としての健康食品産業の育成・振興などの観点から、健康食品の機能性表示について、適正な評価により安全性を担保した上で、消費者が理解しやすい健康機能を表示できる制度（第三者認証制度）を創設する。

健康食品の海外展開促進の観点から、輸出用健康食品の機能性表示制度についても併せて創設するとともに、健康食品等の輸出促進を支援する体制を整備する。

〔個票26〕「健康食品の機能性表示認証制度」の創設（大阪府・市）

〔個票28〕機能成分の解析及び機能性食品の開発（和歌山県）

### ② ICT基盤等を活用した健康・スマートライフイノベーション拠点の形成

健康に対する国民の関心が高まるとともに、医療費の増大が予測される中、全国に先駆けたICT基盤等を活用した未病段階からの健康データ等（個人情報保護法の緩和など）を活用した健康・スマートライフイノベーション拠点を形成する。

今後、市場拡大が見込まれる生活支援分野の市場獲得や、ヘルスケア関連の新市場創出・市場シェアの獲得を図る。

〔個票 25〕ICT基盤等を活用した健康・スマートライフイノベーション拠点の形成（けいはんな）（京都府）

〔個票 24〕ICTを活用した生活習慣病予防のための医療・健康管理機器および健康支援サービスのパッケージ開発と提供（滋賀県）《再掲》

〔個票 30〕ICTを活用した糖尿病等の国際的検診メニューの構築（徳島県）

〔個票 28〕ICT基盤を活用した健康イノベーションセンター整備（和歌山県）

### ③ 介護福祉機器の開発・実用化の加速

国民の医療・介護需要の増大に対応し、我が国におけるものづくり企業のポテンシャルを活かしながら、介護福祉機器の開発・実用化を加速するため、薬事法の対象外である介護福祉機器の安全基準を創設し、第三者認証機関を設置する。

〔個票 27〕ロボット介護機器の実用化促進拠点の整備（大阪府・市）

〔個票 29〕人間の動作を支援する福祉・介護機器の開発（和歌山県）

#### (4) 最先端科学技術基盤の民間開放プロジェクト

最先端科学技術基盤の民間開放により、我が国産業の国際競争力の強化を図る。そのため、次世代電池産業の分野では、SPring-8を活用した安全性・性能評価に関する基準づくりに寄与する「次世代電池評価センター」を設置し、長寿命で安全性の高い次世代電池等（リチウムイオン電池、燃料電池等）の開発を促進する。医薬品の分野では、革新的医薬品の創出を促進するため、研究開発者と最先端科学技術基盤をつなぎプラットフォームを構築する。

〔個票31・32〕 安全・長寿命の次世代電池等の開発 (SPring-8/兵庫県、鳥取県)

〔個票 7〕 個別化医療に対応した革新的医薬品（バイオ医薬、シミュレーション創薬、

iPS創薬等）の開発・生産技術基盤の確立（京都大学等/兵庫県・神戸市）

《再掲》

以上